

平成28年度

指導の重点



京丹後市教育委員会

学校教育指導の重点 目次

○	京丹後市の目指す教育と子ども像	1
○	京丹後市の学校教育	2
○	京丹後市の学校教育改革構想（概要）	3
○	京丹後市の教育「夢と希望のはぐくみプラン」	7
○	リーフレット「京丹後市の小中一貫教育」	8
はじめに		9
視点	10年間見通した小中一貫教育の推進	
1	学校教育改革の推進	11
2	小中一貫教育の推進	12
3	特色ある学校づくり	13
重点1	就学前の子どもの教育・環境の充実	
1	就学前教育全般	14
2	幼稚園教育	15
3	保育所における教育	15
重点2	確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進	
1	学習指導	16
2	キャリア教育	18
3	国際理解教育	19
4	環境教育	19
5	情報教育	20
6	へき地・小規模校教育	20
重点3	子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実	
1	特別支援教育	21
2	危機管理の徹底	22
重点4	豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進	
1	生徒指導	23
2	道徳教育	24
重点5	生涯にわたる豊かな学びの支援	
1	人権教育	25
2	芸術文化活動	26
重点6	歴史文化を活用し、郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育の推進	
1	丹後学	27
重点7	たくましく健やかな体をはぐくむ教育の推進	
1	体育・スポーツ活動	28
2	健康安全教育	28
教職員の資質能力の向上		
1	教職員の使命と責任	29
2	教職員研修	30

社会教育指導の重点 目次

はじめに	31
生涯学習社会の実現	
1 生涯学習推進体制の整備	32
2 現代的課題に関する学習活動の推進	32
3 地域を創る公民館活動の推進	33
4 生涯学習を進める図書館活動の推進	33
5 社会教育施設及び設備の充実	34
人権教育の推進	
1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実	34
2 人権に関する学習機会の充実	35
家庭・地域社会の教育力の向上	
1 子どもの成長を支える家庭教育の振興	35
2 青少年の育成と地域活動の推進	36
3 地域の教育力を高める成人教育の充実	36
文化・芸術の振興	
1 地域文化活動の促進	37
2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供	37
文化財の保護と活用	37
生涯スポーツの推進	
1 スポーツ推進体制の整備	38
2 地域スポーツ活動の推進	39
3 スポーツ競技力の向上	39
4 社会体育施設の整備・充実	39
社会教育指導体制の充実	40

学校教育指導の重点

平成 28 年度 京丹後市の目指す子ども像と教育

目指す教育(京丹後市教育振興計画)

心豊かにたくましく
幸福な未来を切り拓く力を育む教育
ふるさとへの愛着と誇りを持ち
新しい価値を創りだす力を育む教育

目指す子ども像(学校教育改革構想)

将来に夢と希望をもって
生き生きと学ぶことのできる子ども

確かな学力と社会を生き抜く力をもった子ども

- 意 欲 主体的に学習に取り組む意欲・態度の育成
- 書語・表現 豊かな「ことばの力」とコミュニケーション能力の育成
- 思 考 基礎・基本を基盤とした思考力・判断力・表現力等の育成

豊かな人間性・社会性をもった子ども

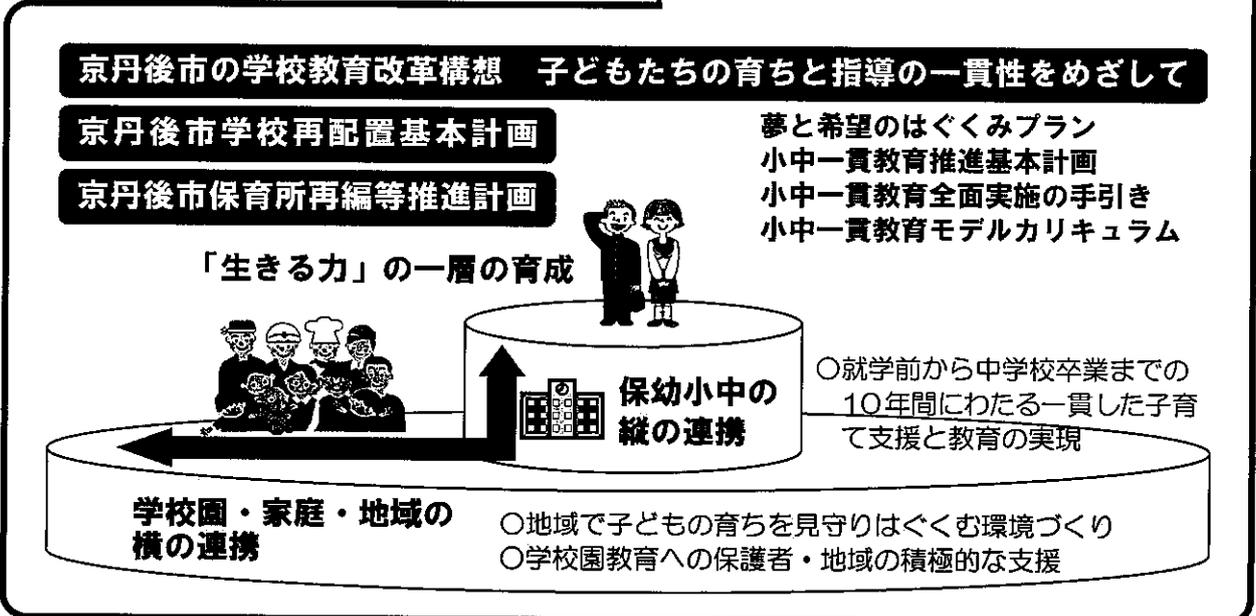
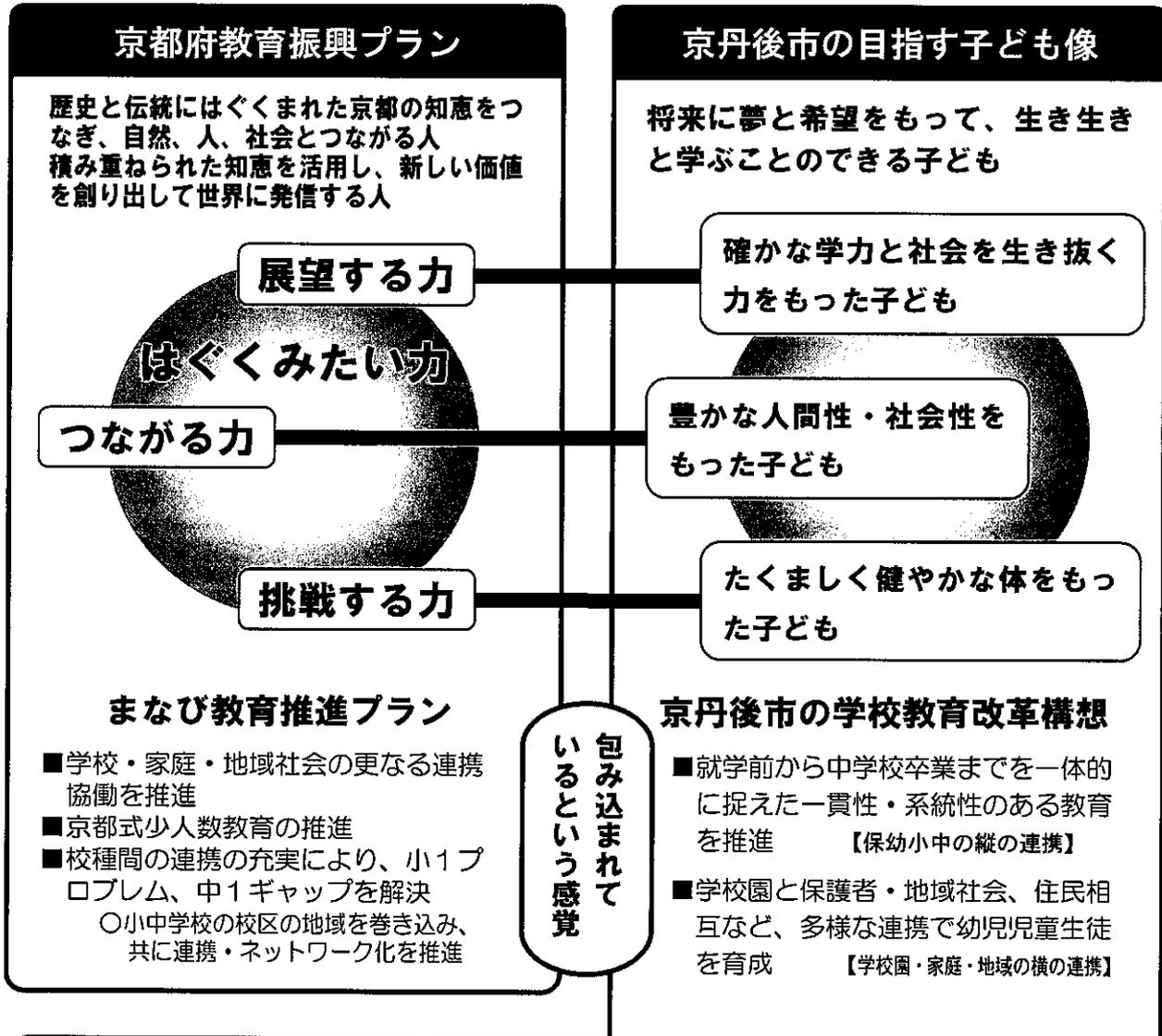
- 協 同 支え合い高め合う人間関係の育成
- 人 権 自尊感情を基盤として人を思いやり尊重する心の育成
- 規 範 ルールとモラルを尊重し、正しく判断し行動する力の育成

たくましく健やかな体をもった子ども

- 夢・志 ふるさと京丹後市を愛し学ぼうとする態度の育成
- 自立・自律 目標をもち実現に向けて粘り強く取り組む実践力の育成
- 体・健康 健康でたくましい心身をつくる実践力の育成

京丹後市の学校教育

京都府教育委員会のプランと連携しながら、京丹後市教育振興計画に就学前から中学校卒業までの一貫教育を柱とした学校教育改革により、子どもたちの「生きる力」を一層はぐくみます。



京丹後市の学校教育改革構想



子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

概要

平成24年11月

京丹後市教育委員会では、平成24年11月に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想では、子どもたちの「生きる力」を今以上に育成するため、就学前から中学校卒業までの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指しています。

1 学校教育改革の 構想

教育をめぐる国や京都府の動き

京丹後市が誕生して8年。この間、教育基本法の改正をはじめとして、教育をめぐる環境は大きく変化してきました。京都府教育委員会においても、「京都府教育振興プラン」を指針とした教育改革が進行中です。市教育委員会として、国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境や教育条件の整備に向けて、努力していかなくてはなりません。

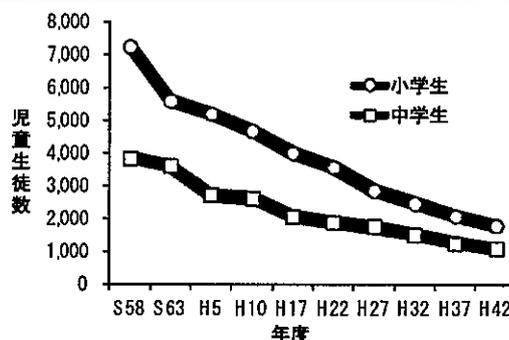
出生数の漸減と小規模校化の進行

本市では、小中学校の児童生徒数の漸減により、学校の小規模校化が続いています。小規模な学校にはそのよさがある反面、指導面での制約も存在します。一定規模の児童生徒数・学級数が確保できれば、今以上に多様な学習指導や多角的な人間関係の育成が可能になるなど、将来にわたる本市の子育てや教育のあり方について豊かに考えていく機会となります。

国や府における主な教育改革の動き

- 平成18年 教育基本法を改正
- 平成19年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正
学校教育法を改正
教育職員免許法を改正
教育公務員特例法を改正
- 平成20年 国が教育振興基本計画を策定
- 平成21年 保育指針、幼稚園教育要領改訂・実施
- 平成23年 府が「京都府教育振興プラン」を策定
小学校学習指導要領改訂・実施
- 平成24年 中学校学習指導要領改訂・実施

本市小中学校の児童生徒数の推移（推計値を含む）



学校再配置の取り組みと学校教育改革

平成19年から取り組んできた学校再配置では、小中学校の児童生徒の保護者を中心とした検討委員会のなかで、「小中一貫教育などにも配慮した真に特色ある学校づくりに努力していただきたい」と提言されました。平成22年に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」では、学校再配置を「新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタート」と位置付けました。

学力や生活面での課題

本市の子どもたちは、基礎的・基本的な学力はほぼ全国の平均値にありますが、知識や技能を活用する力には課題があると考えられます。家庭学習習慣や基本的な生活習慣の面でも、全国的な水準と比較して、その形成に弱さが見られています。心の面では、自尊感情、積極性や社会性、コミュニケーションの力などを一層身に付けさせる必要があるとともに、全国的な状況と同様に規範意識の弱さや短絡的な問題行動が課題となっています。

これらは、学校と家庭、地域社会がともに考え合い連携して解決すべき課題です。

2 学校教育改革構想の具体化へ



学校教育のあり方

中学校を修了する生徒には、卒業時に期待される学力や豊かな心などの「生きる力」を確実に身に付けさせなければなりません。さらに、希望進路の実現に向け、中学校と高等学校等との連携にも配慮することが大切です。そのためには、子どもの教育に関わる全ての関係者が、本市の教育を取り巻くさまざまな課題やこれまでの取り組みを振り返り、今後の本市学校教育のあり方を総合的に検討していく必要があります。

子どもの実態と教育の一貫性

小学校から中学校へ進学した際、学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に適応できず、つまずく生徒が出現するという問題が出てきています（中1ギャップ）。これは、中学校で不登校や問題行動が増加する背景のひとつになっていると考えられています。また、小学校高学年で既に思春期の特徴が現れ始めるといった子どもたちの発達の早期化に、どう対応していくかも課題です。このような子どもの課題や変化に対応するには、保育所、幼稚園、小中学校が連携し、校種間の接続を改善するとともに、子どもの発達に応じた一貫性のある学校教育を実現していく必要があります。

新しい学力育成と教育の一貫性

変化の激しいこれからの社会で必要とされる力 — 思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」や生涯にわたって学び続ける力などが、一層求められています。このような力は、指導に系統性や一貫性がないとなかなか身に付かないといわれています。就学前から中学校卒業までの一貫性のある教育を実現させていくことは、本市の将来を担う子どもの育成にとって大変に重要です。

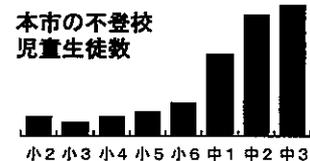
また、学校だけでなく、子どもたちの学ぶ意欲や将来への夢・希望を支える家庭や地域社会の役割がとても重要であり、子どもを育む地域づくりにも配慮することが大切です。

現行の学校教育システムの再検討へ

このような社会の変化、子どもの変化、求められる学力の育成に対応していくためには、子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」という視点で捉えなおし、今以上に連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを再検討することが重要です。国においても、文部科学省で小中一貫教育制度等が検討されるなど、一貫性のある教育が重視されてきています。

中1ギャップ

急激な変化につまずく生徒
中1年で不登校・問題事象が増加



小1アドバレム

小学校の学習や生活に適応しにくい児童の出現

発達の加速傾向

小学校高学年から始まる思春期

求められる力

校種間の接続を一層改善し、
より連続性・一貫性のある教育が重要

豊かな人間関係を築き、交流する力

思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などの確かな学力

生涯を通じて
自ら学び続ける力

小中一貫教育の構想

市教育委員会では、学校再配置の取り組みを契機として市民の期待に応えられる教育改革を進め、市域全域での「小中一貫教育」に取り組むこととします。これにより、「中1ギャップ」等の教育課題を解決するだけでなく、統一的で一貫した学校教育を確立します。

なお、本市では、「小中一貫教育」に保育所や幼稚園の就学前教育を加えるとともに、家庭や地域での教育の充実を図り、就学前からの一貫した教育と豊かな子育ての実現を目指します。

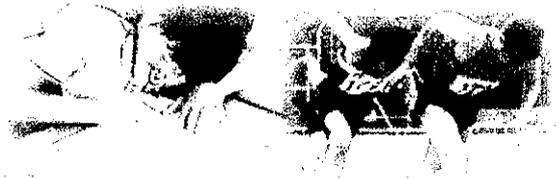
小中一貫教育は、小学校入学時から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携、協働して進める教育の方法です。本市では、これに保育所・幼稚園を加えて実施します。



小中一貫教育で期待できること

- 10年間にわたる一貫した教育課程により、一人一人の子どもを長期にわたり継続的に見て指導することが可能になります。
- 保育所や幼稚園、小学校、中学校の先生がいっしょになって、子どもの学力育成や心の変化に対応しやすくなります。
- 中学校進学への不安解消や、中1ギャップなどの子どもがつまずきや問題行動・不登校の改善が期待できます。
- 学校や校種を超えた子どもたちの交流により、自立心や規範意識、社会性などの育ちが一層期待できます。
- 中学校区を単位として、学校と家庭・地域社会の連携を一層深めることができます。

3 学校教育改革構想の重点



学校教育改革構想のテーマ

子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして

将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子どもの育成



小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進するとともに、保育所と幼稚園、小学校との関係についてもさらに連携を深めます。就学前から義務教育修了までの10年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現のため、重点として次項の実践内容①～④の取り組みを進めます。

小中一貫教育の実践内容

- ① 就学前から中学校卒業時まで目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します

中学校区を単位として、就学前も含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育活動を進めます。

中学校区の目指す子ども像

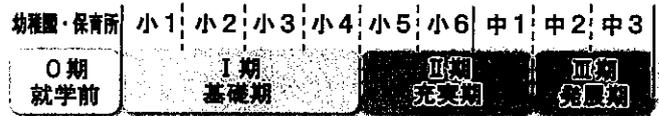


「目指す子ども像」の実現に向け、一貫した教育を実施

② 教育課程の編成や指導形態を工夫し、10年間を見通して一貫した指導を大切にします

確かな学力等を育成する教育課程の編成

学習指導要領を基本にしなが、子どもの発達や学習の特性等に応じた小中一貫の教育課程を開発・導入します。就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。



子どもの育ちと学びの連続性を重視した4つの指導区分により、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を取り入れます。

地域の良さと誇りを学ぶ学習「丹後学」

本市への理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域生活への意欲を体系的に育むため、「丹後学」を開発し、保護者や地域の人々の協力、参画により実施します。

豊かな言葉とコミュニケーションの育み

言語力やコミュニケーション力を高める取り組み、小学校低学年から外国語に親しむ活動について、各中学校区で一層充実に努めます。

③ 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

夢と希望を育む幼児児童生徒の交流

各中学校区では、交流授業や合同行事など、学校や校種を超えた幅広い集団での交流や学び合いの活動を実施し、子どもたちの豊かな人間関係を育みます。

小中学校の乗り入れ授業や一部教科担任制

中学校教員が小学生を指導するなど、教員の相互乗り入れによる指導を実施します。小学校高学年では、一部の教科で教科担任制による授業を取り入れます。

※ 実施する内容や方法、回数などは、各中学校区の学校数や立地、教職員体制などの条件により異なります。

④ 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

地域で子どもを育てる仕組みづくり

学校、家庭、地域社会が連携・協力した地域の教育環境づくりに努めます。学校支援ボランティアの取り組みを拡充し、放課後などにおいても学習や体験の充実に向けて全市をあげた体制づくりを進めます。

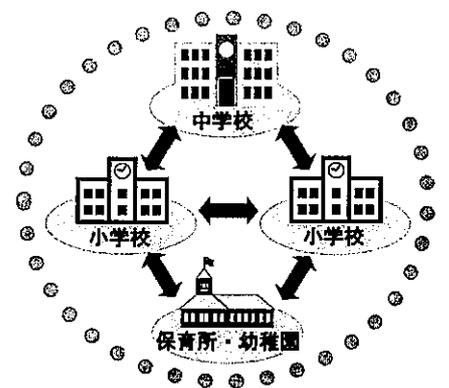
家庭の教育力を高める取り組み

小中一貫教育を契機として学校等の教育への一層の理解を深める取り組みを充実するとともに、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立、^{しつけ}寝などについての啓発を進めます。

小中一貫教育の形態

学校再配置の環境を生かし、既存の校舎を活用した「施設分離型」の小中一貫教育を推進します。

※「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎は分かれています、小中の教職員が積極的に連携して、小中一貫教育の教育課程に基づいた教育活動を進める形態です。



小中一貫教育の全市展開に向けて

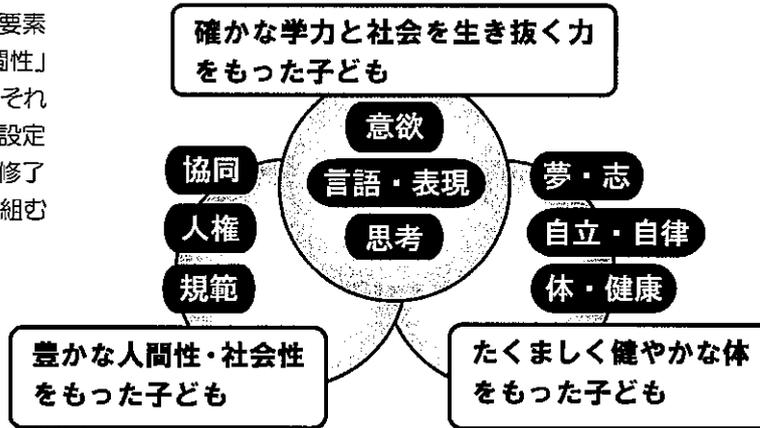
小中一貫教育の導入は、初年度を平成26年度とし、準備が整った中学校区から、順次、小中一貫教育へ移行します。平成28年度には、全ての中学校区で小中一貫教育を実施します。



夢と希望の はぐくみプラン

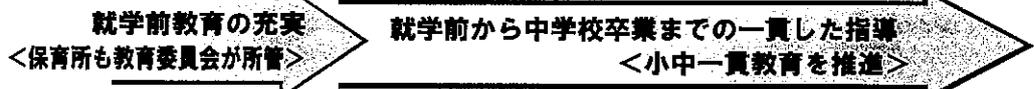
「将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども」を育てます

「生きる力」を構成する要素
「確かな学力」「豊かな人間性」
「健康・体力」について、それぞれ「はぐくみたい姿」を設定し、乳幼児期から義務教育修了までの教育で重点的に取り組む視点を定めています。



子どもの教育に携わるすべての学校園が目標を共有し、就学前から系統的で一貫した指導を行うため、小中一貫教育を柱とした学校教育改革を進めます。

子どもの発達や学びの連続性を大切にした教育を進めます



小学校へ円滑に接続

中学校へ円滑に接続

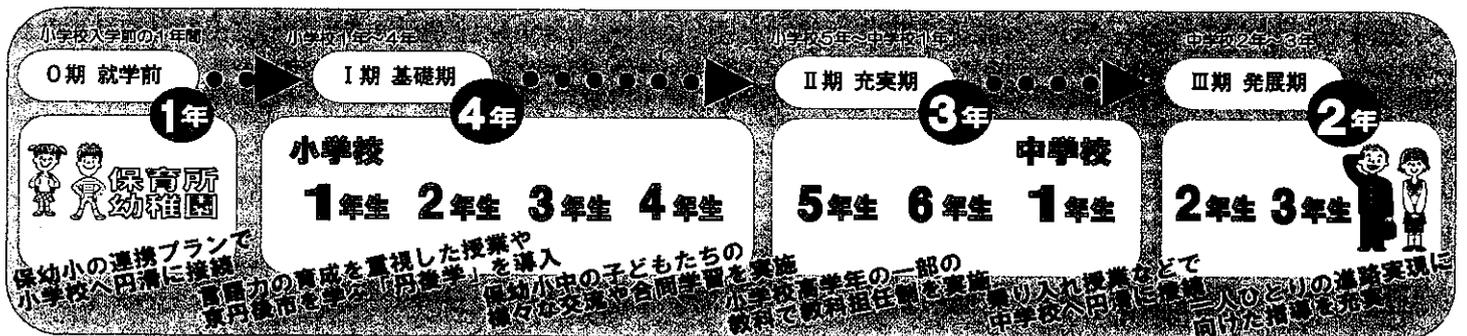
		芽生え期 0～2歳	Ⅰ期・自立期 3～5歳	Ⅱ期・基礎期 小学校1～4年	Ⅲ期・充実期 小5年～中1年	Ⅳ期・発展期 中学校2・3年
確かな学力	意欲	大人の見守りの中で、安心・安定して過ごし、多様な体験を楽しむ。	遊びを通して、人やもの、自然、出来事等に広く興味を持ち進んで関わる。	学習に対する興味・関心を広げ、知的好奇心や探究心を持つ。	興味・関心のある事柄について調べたり、確かめたり、自主的に学習する。	自己の進路の実現に向けて、主体的に学習する。
	言語表現	大人を仲立ちとして、簡単な言葉でのやり取りを楽しむ。	自分の思いを伝えるなど、話すことを楽しむ。	言葉を広げ、体験したことを相手に分かるように伝える。	根拠を明確にして、自らの意見や主張を表現する。	情報を集めて考えを練り、論拠の明確な文章を書いたり発表したりする。
	思考	盛んに模倣し、物事の共通性を見つける。	物の性質や仕組みについて気付き、遊びに生かす。	思考力の基礎となる知識や技能をしっかりと身に付ける。	学んだことを活かし、いろいろな観点から筋道を立てて考える。	物事を分析・総合し、論理的に考えてよりよい問題を解決する。
豊かな人間性	協同	一人遊びだけでなく、大人が仲立ちとなり、友達に関心を持って遊ぶ。	友達と楽しく遊び行動する中で、お互いの良さが分かる。	友達と仲よくし、互いに理解し合って、助け合う。	集団の中で支え合い、高め合い、互いに自己を生かす。	社会を担う責任を自覚し、人や社会とつながり、共生する。
	人権	思いを伝えようとし、伝わった時には喜ぶ。	様々な年齢の友達と関わりが持て、親しむ。	相手の立場に立って考え、思いやりの心を持つ。	個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する心を持つ。	身の周りの不合理に気づき、差別を許さない態度と実践力を身に付ける。
	規範	大人との関わりの中で、良いことや悪いことに気付く。	自分たちで遊び方の決まりをつくり、楽しく遊ぶ。	約束やきまりを守り、みんなの使うものを大切に、協力し合う。	学習や生活のきまりの意味を考え、規律ある生活を確立する。	社会の一員として、法やモラルを尊重し、よりよい判断で行動する。
たくましい心と体	自立自律	食事、排泄、着替えなど、自分でしようとする。	友達とかかわりを深め、集団生活を楽しみ、行動する。	集団の中での自己の役割を考え、行動する。	自己を肯定的に受け止め、将来に希望を持ち、よりよい生活をする。	自分の将来の目標に向かって、見通しを持ち、粘り強く挑戦する。
	健康	大人と一緒に遊具を使うなどして、体を動かすことを楽しむ。	戸外で友達と一緒に、進んで様々な運動や遊びをする。	健康や安全に気を付けて、運動の基本的な動きや技能を身に付ける。	健康で安全な生活を営もうとする自己管理能力を身に付ける。	心と体を一体としてとらえ、健康でたくましい自分をつくる。

京丹後市の小中一貫教育

子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指した教育を進めます



京丹後市教育委員会では、平成24年11月に「京丹後市の学校教育改革構想」を策定しました。この構想では、テーマを「子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指して」とし、平成26年度から小中一貫教育を順次導入、28年度には全ての中学校区で小中一貫教育を進めることとしています。



☆学習内容を一層充実します

- 子どもたちの言語力（ことばの力）やコミュニケーションの力を育むための授業を、小中学校の9年間を通して系統的に進めます。
- 「丹後学」を小・中学校で実施し、市の歴史や文化、産業等について、地域の人々からも学びます。

『小中一貫教育モデルカリキュラム』の活用

☆効果的な指導方法を取り入れます

- 学校や校種を超えた交流授業や合同行事などにも積極的に取り組み、子どもたちの豊かな人間関係を育みます。
- 小学5年から中学1年までの3年間では、一部の教科でそれぞれの教員がお互いに乗り入れる授業を行ったり、教科担任制を取り入れたります。

『小中一貫教育実施の手引き』の活用

子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指した教育を進めるために

京丹後市小中一貫教育 モデルカリキュラム

第2版

国語科 社会科 算数・数学科 理科
 音楽科 図画工作・美術科 体育・保健体育科
 家庭・技術家庭科 外国語活動・外国語科

平成27年3月
京丹後市教育委員会

☆家庭や地域との連携を強めます

- 学校支援ボランティアを活用した取組を一層充実させ、例えば放課後などに学習や体験などを行います。
- 家庭と協力して、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣の確立に積極的に取り組みます。



は じ め に

京丹後市の学校教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、10年間を見通した小中一貫教育を推進し、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力とふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創り出す力をはぐくむ教育を目指す。

教育改革が進み、「特色ある学校」「地域社会に開かれた学校」「安全で信頼される学校」が強く求められる今日、校長・園長・所長（以下「校長」という）主導の体制のもと、学習指導要領及び幼稚園教育要領を踏まえた創意ある教育課程を編成し、幼児児童生徒に「生きる力」をはぐくむ、活力にみちた教育活動を進めなければならない。

各学校・園においては、基礎・基本の確実な習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成など、学力の充実・向上を目指す。また、生命を大切にする心、他人を思いやる心、正義感や公平さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむ教育の充実を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上に努める。

本市では、学校再配置の取組を契機として平成24年11月「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして」を示し、子どもたちに豊かな心と質の高い学力を身に付けさせ、「生きる力」の育成を図る取組を推進しているところである。目指す子ども像を“将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども”として、就学前から中学校卒業までを見通した一貫教育を展開していく。

また、幼保一体化・一元化を見据え、就学前教育の充実や小中一貫教育の推進を図るという意味で、保育施設を教育委員会の管轄とした。各保育所においては、保育所保育指針を踏まえた豊かな保育をさらに推進していく。

本年度から全ての中学校区において、就学前から中学校卒業までを見通した小中一貫教育を進めていく。

そのため、周到な教育計画に基づいた教育活動その他学校運営の状況について、日々の点検及び学校評価や教職員評価を適切に行うとともに、学校評議員制度及び学校関係

者評価を有効に活用し学校改善に努める。

また、幼児児童生徒の「生きる力」をはぐくむために、地域のよさを生かし、家庭・PTAをはじめとする関係機関等との連携を各学校・園だけでなく各中学校区でも強化し、豊かな教育環境づくりに努めることが重要である。

このような教育を目指し、校長はもとより、すべての教職員一人ひとりが、教育改革の推進者であるとの自覚のもとに、日々の教育活動を主体的・組織的に推進し、市民の信託と期待に応えるため、総力をあげなければならない。

本年度の学校教育指導の重点の作成にあたって

- 1 昨年度より平成 36 年度までの 10 年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定された『京丹後市教育振興計画』との整合性を図った項目立てとしている。
- 2 学校教育指導の重点がより明確となるよう、本年度特に重視して指導する内容については、太字（下線）で示している。
- 3 指導の重点を学校経営に積極的に反映させるため、平成 28 年度『学校教育指導の重点 推進上の留意点』を作成するとともに、教職員への周知徹底を図るため、平成 28 年度『学校教育指導の重点【ダイジェスト版】』（リーフレット）を合わせて作成する。

視点 10年間を見通した小中一貫教育の推進

1 学校教育改革の推進

昨年度より 10 年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を示した「京丹後市教育振興計画」に基づく学校教育改革を推進し、「教育と学びのまち 京丹後」の実現を図る。

保育所、幼稚園、小学校、中学校は、この計画のもと、目指す子ども像を共有し、教育の質を一層高め、将来にわたって力強く生きる力をはぐくむ。また、家庭・地域と目標や課題を共有するとともに、役割を適切に分担しながら連携・協力し、幼児児童生徒を豊かに育てる教育環境づくりを更に進める。

- (1) 就学前から中学校卒業に至る幼児児童生徒の育ちを踏まえ、保育所、幼稚園、小学校、中学校が目標と実践方法を共有し、密接に連携して京丹後市の目指す子ども像の具現化を図る。
- (2) 保育所再編（幼稚園の設置を含む）及び学校再配置による新たな園づくり、新たな学校づくり、新しい地域づくりの理念を踏まえ、学校支援ボランティアの活用など、学校教育と社会教育及び地域との一層の連携に努める。
- (3) 児童生徒が学校内外で学ぶ機会を拡充し、多様で魅力的な教育を一層展開するため、毎月、第2土曜日を「わく²（わくわく）学びサタデー」の日として定め、社会教育及び地域と連携し、各学校の創意工夫を生かして土曜日等を活用した新たな教育活動について実践研究を進める。
- (4) 各教科・領域の単元・教材で京丹後市の素材が活用できる学習を「丹後学」として位置付け、京丹後市の歴史や文化、産業、人材等を活用した学習を通して、郷土への理解と愛着、誇りを高めるとともに、自己の在り方、生き方について深く考える力をはぐくむ。

2 小中一貫教育の推進

就学前から中学校卒業までを見通した小中一貫教育を推進することにより、知識・技能はもとよりそれらを活用する力や学ぶ意欲の向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、“将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども”を育成する。また、その手法を、授業改善や学校改善、教職員の指導力や学校力の向上のために有効に活用する。

平成28年度は全中学校区において小中一貫教育完全実施の年となる。そのため、「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」及び「小中一貫教育全面実施の手引き」に基づき、全中学校区において着実な実践と評価を積み重ねる。

- (1) 中学校区を単位として保育所・幼稚園、小学校、中学校による推進体制をさらに確立するとともに、それぞれの中学校区の特色や課題に基づき、小中一貫教育校としての目標、経営方針・経営計画、実践計画、評価計画等の充実に努める。また、中学校区の目指す子ども像に基づいた評価を工夫し、小中一貫教育の検証を進める。
- (2) 就学前から中学校卒業までを見通し、幼児児童生徒の発達段階に応じた学習指導の一貫性と系統性を高めるとともに、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校における指導の円滑な接続に努める。
- (3) 豊かな人間性をはぐくむ教育について、幼児児童生徒の実態と指導課題を共有し、就学前から中学校卒業までの一貫性と系統性を一層高めるとともに、幼児児童生徒の校種を超えた交流や生徒指導等の円滑な接続に努める。
- (4) 「夢と希望のはぐくみプラン」及び「小中一貫教育モデルカリキュラム」を活用して各教科・特別活動・総合的な学習の時間等の指導計画を整備し、就学前教育から中学校卒業までを通して一貫した教育課程の編成を行う。
- (5) 中学校区を単位として、校種間連携とともに小小連携等の学校間連携を深めるための体制や教職員研修の場を確立し、協働して教育活動を展開する。
- (6) 学校園等・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって

課題解決に当たることができるよう、基本的な生活習慣や学習習慣の確立などの具体的な課題を共有し、就学前から継続的・系統的に家庭・地域への働きかけや連携体制を構築する。

- (7) 保護者や地域の人々に、小中一貫教育についての計画や実践、成果等を積極的に公開し説明するとともに、地域と共に歩む学校・地域連携推進協議会の設置を進める。

3 特色ある学校・学園づくり

幼児児童生徒の育ちと指導の一貫性を目指して、就学前から中学校卒業までを見通した一貫性・系統性のある教育を推進する「京丹後市の学校教育改革構想」及び「京丹後市小中一貫教育推進基本計画」を視野に入れて特色ある学校・学園づくりを進めることとする。

校長主導のもと、本市や中学校区の「目指す子ども像」を踏まえ、学校の実態を十分に考慮した教育目標により、学校教育全般にわたり創意ある教育活動を展開する。児童生徒にとっては魅力のある学校・学園、家庭及び地域社会にとっては開かれた学校・学園が基本であることを踏まえ、特色ある学校・学園づくりを通して、教育活動の一層の活性化を図り、「生きる力」の育成に努める。

- (1) 保育所・幼稚園から小学校、中学校へと連続した指導を進めていくために、「小中一貫教育実施の手引き」を活用し、各中学校区を単位として目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成する。
- (2) 学校の伝統や校風を大切にし、前年度の成果や課題を踏まえ、教育課題を明確にして、創意工夫を生かした教育課程を編成・実施するとともに、計画的・組織的・継続的に教育目標の具現化を図る。
- (3) 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむため、家庭・地域社会との連携を強めながら、地域の人材を積極的に活用するとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動等の充実に努める。

- (4) 各学校・学園においては、学校評価の充実や積極的な情報提供に努めるとともに、保護者や地域の人々に信頼される特色ある学校・学園づくりを推進する。

重点1 就学前の子どもの教育・環境の充実

1 就学前教育全般

保育所・幼稚園は就学前教育の中核を担うそれぞれの役割と機能を自覚し、幼児期の特性及び発達過程、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく適切な保育課程や教育課程を組織的に編成してきめ細かな保育・教育を進める。

また、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「京丹後市の学校教育改革構想」を踏まえ、保育所と幼稚園の連携を深めるとともに、小学校教育との円滑な接続に努め、一貫性、連続性のある実践により「生きる力」の基礎を培う。

- (1) 幼児の発達過程に応じた生活や遊びを通して、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の充実を図る。
- (2) 「生きる力」の基礎を培うため、地域の自然や人々との豊かなかかわりを通して、身体感覚と感動を伴う多様な体験を重視する。
- (3) 「京丹後市の学校教育改革構想」に基づく就学前から中学校卒業までの小中一貫教育の実現に向け、幼児児童の発達や学びの連続性を考慮した一貫性のある保育・教育を行う。
- (4) 保幼小の情報共有や、幼児児童・教職員の交流と相互理解を深めるなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、各中学校区でモデルプランを参考に、積極的に取組を進める。
- (5) 発達障害を含む障害等により特別な配慮を必要とする幼児に対し、早期から適切な支援が受けられるよう支援体制と支援システムを整え、保護者や関係機関、小学校との連携に努める。

- (6) 安心して子育てのできる拠点づくりや子育て支援を推進し、保護者や関係機関と連携して家庭における教育力の向上を図る。

2 幼稚園教育

幼稚園教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図る。そのため、幼児の発達や学びの連続性及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を考慮し、計画的に環境を構成するなど、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた教育の充実に努める。

- (1) 体験的な活動の場を意図的・計画的に取り入れ、**幼児の主体的で協同的な活動を引き出す環境構成に努める。**
- (2) **協同的な生活や遊びの体験を通してルールや他人を大切に**する心等を身に付ける指導に努め、**家庭とも密に連携して、規範意識や道徳性・社会性の芽生え、言葉によるコミュニケーションをはぐくむ。**
- (3) **幼稚園と小学校との円滑な接続のため、幼児と児童の交流、小学校との合同の研修の機会を設けるなど、連携に努める。**
- (5) 家庭との連携を深めるとともに、子育てに関する情報提供や保護者同士のつながりを深める機会づくり、教育課程に基づく活動を考慮した計画的な預かり保育などを通して、幼児教育の支援センターとしての役割を推進する。

3 保育所における教育

保育所は、質の高い養護と教育を一体的に行い、環境を通して保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援を進めることにより、幼児の心身の豊かな発達を図る。とりわけ、保育所保育指針における教育に関わるねらい及び内容を踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎を培う総合的な保育の充実に努める。

- (1) 保育所保育指針に基づく適切な保育課程を編成するとともに指導計画を充実し、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組み、一貫性、連続性のある保

育実践を進める。

- (2) 幼児が様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、幼児期にふさわしい生活の場と環境を豊かにつくる。
- (3) 家庭との連携を密にし、幼児の心の安定を図りながら、ルールや他人を大切に
にする心などの規範意識や道徳性・社会性の芽生えを培う総合的な保育に努め
る。
- (4) 幼児の生活や発達の連続性を踏まえ、創造的な思考や主体的な生活態度など
の基礎が培われるよう配慮するとともに、幼児と小学校児童、職員同士の交流、
情報交換や相互理解など小学校との積極的な連携を図る。

重点 2 確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進

1 学習指導

安定した学級経営のもと、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の活用する力を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

そのため、児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、目指す学力や授業像を明らかにしながら、言語活動の充実を図り、活用する力を育成することを基盤として、学力の充実・向上を具体化する授業改善の取組を組織的・計画的に推進する。

また、各中学校区で児童生徒の学力課題を把握し、一層焦点化した取組を進めるとともに、9年間を見通した教科指導のカリキュラムの作成を一層推進する。

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切に教育課程を編成するとともに、綿密な指導計画のもとに指導する。また、評価の研究を進め、学習指導要領の示す目標に照らして、その達成状況が見える評価を一層重視し、きめ細かな指導に生かす。

特に中学校においては、新教科書への移行を受け、より綿密な指導計画を作

成し指導を行う。

- (2) 各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポート作成・論述など、知識・技能の活用を図る学習活動を充実する。そのため、すべての教科等や特別活動に「言語活動」や「コミュニケーション活動」の充実を位置付け、系統的・継続的な指導を行う。
- (3) 児童生徒が、より主体的に課題を発見したり問題を解決したりする学習（アクティブラーニング）を一層重視する。そのために、体験学習、調査学習、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を有効に活用する。
- (4) 「総合的な学習の時間」では、「丹後学」の内容も見通した指導計画のもと、京丹後市の学習素材を生かした体験的な学習や問題解決的な学習を行うなど、児童生徒が目的意識を持って主体的に取り組む学習を充実する。
- (5) 教材を使って身に付ける基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題解決を図る力などについて、指導目標や指導方法を明確にした、授業づくりを行う。また、授業づくりと学級経営を一体のものとして指導できる授業実践力を高める。
- (6) 全国学力・学習状況調査、京都府学力診断テスト等の結果から明らかになるいわゆる見える学力について、児童生徒の学力状況をきめ細かく把握するとともに、指導による成果・課題を明らかにし改善を図りながら、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を継続的に行い学力の充実・向上を図る。各学校での取組を基盤としながら、中学校区全体で一貫した学力向上の取組を進める。
- (7) 中学校区の授業交流・授業研究を一層充実させ、小・中学校における指導内容を互いに認識するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに授業づくりに取り組む。保育所・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へのカリキュラムの円滑な接続を考え、市で作成したカリキュラムを基盤に各中学校区、各学校独自のカリキュラムづくりを進める。また、「小中一貫教育校」の取組の成果からも積極的に学ぶ。

(8) 小学校での外国語活動においては、音声や基本的な表現に慣れ親しませ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図る。

次期学習指導要領へのスムーズな移行と小学校高学年での教科化を踏まえ、補助教材等を活用した指導を進める。

(9) 読書活動を教育活動の中に適切に位置付け、その充実や図書資料の活用を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。

(10) 家庭学習の充実と生活習慣の改善について家庭・地域と連携した取組を進め、児童生徒の学習意欲を高めるとともに主体的に取り組む学習習慣を確立させる。

2 キャリア教育

社会や他者とのかかわり方について指導や活動を基盤にして、自らの役割や働くこと、夢や希望を持つことの大切さを理解する。また、興味・関心の幅を広げることで、個々の生き方についての意識を高め、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

(1) キャリア教育に関わる校内体制を整え、中学校区を中心に将来に向かって意欲的に学ぶことのできる子どもを育てる。そのために、校種間連携を推進し、系統的な年間指導計画のもとに、小学校からの組織的・計画的な指導に努める。

(2) 進路指導に関わる校内体制を充実するとともに、進路情報の幅広い収集整理と積極的な活用を図り、指導につなげる。

(3) 学校間・校種間の幼児児童生徒の交流、家庭や地域との連携や協力を深め、自尊感情を基盤とした将来への夢と希望をはぐくむ。

(4) 地域社会とかかわる活動や職場体験活動等をとおして、児童生徒一人ひとりに自らの役割や働くこと、将来の生き方・働き方について考えさせる。その際の指導場面として丹後学を活用する。

3 国際理解教育

人権尊重の精神を基盤にして、京丹後市や我が国の文化、伝統などを尊重するとともに、諸外国の文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

- (1) 国際理解教育の全体計画のもとに、指導内容を明確にして各教科等の年間指導計画に位置付け、教育活動全体を通して組織的・計画的な実践に努める。
- (2) 教育活動全体を通して、自分の考えを持ち、わかりやすく相手に伝える力を養うとともに、AETなどを有効に活用することで、外国の人々とのコミュニケーション能力の育成に努める。
- (3) 国際化が進展する中で、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌についても同様に尊重する態度を育てる。

4 環境教育

身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、よりよい環境の保全や創造のため、主体的に環境に働きかける実践的態度や能力を育成する。

- (1) 環境教育にかかわる各教科・領域等の指導内容を明確にし、年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習など指導方法を工夫し、環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。
- (3) 自然との共生を大切にした循環型社会の構築に向けて、京丹後市環境基本計画「地域環境学習推進プロジェクト」等を活用したり、家庭、地域社会及び関係機関との連携を図ったりして、環境教育の推進に努める。

5 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒に発達段階に応じた情報活用能力を身に付けさせるとともに、情報モラル等情報社会に参画する態度の育成に努める。また、学校における教育の情報化を一層推進する。

- (1) 教育活動全体を通して情報活用能力の育成が図れるように、各教科・領域等の指導内容との関連を明確にし、年間指導計画に情報教育の目的や内容を位置付けて推進する。
- (2) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段の適切な使用を児童生徒の発達段階に応じ指導する。
- (3) 情報モラルの指導に関する研修を通して教員の指導力の向上を図り、自身及び他人に関わる個人情報の取扱いや著作権への配慮、“ネットいじめ”など情報モラルに関連する課題への指導を充実する。特に情報機器の適切な使用やSNSに代表される情報通信ネットワークのルール・モラル等について、すべての小中学校で発達段階に応じて実施する。

6 へき地・小規模校教育

へき地・小規模校の特性を生かした多様な教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童生徒の育成を図る。

- (1) へき地・小規模校の特性を踏まえた教育課程を編成し、個に応じた指導を工夫するとともに、主体的に学習する意欲と態度を育てる。
- (2) 各学校の教育課題や指導課題に応じた創意ある教育活動を展開し、校内の集団活動や合同授業、学校間の多様な交流を組織的・計画的に促進する。
- (3) へき地・小規模校が直面している教育課題の解決のため、家庭や地域社会との連携を深め、近隣市町の学校と研究の成果を交流したりするなど、より積極的な研修に努める。

重点3 子どもを健やかにはぐくむ教育環境の充実

1 特別支援教育

ノーマライゼーションの進展等を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じ、障害に基づく種々の困難の克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培う。

また、すべての幼児児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導の充実を図る。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨を主体的にとらえ、障害のある幼児児童生徒や保護者のニーズに合わせて的確に支援するための取組をさらに進める。
- (2) 保育所・幼稚園においても所・園内委員会や特別支援教育コーディネーターを設置し、保幼小中すべてにおいて機能的に活用するなど、障害のある幼児児童生徒を所・園・学校全体として支援する体制の充実を図る。特に特別支援教育を全教職員が教育・保育の推進上の大きな課題ととらえ、体制を整えて一致して取り組む。
- (3) 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒における個別の指導計画・支援計画等を日々の教育活動の計画や記録として活用し、個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善を図る。その際、日常的に本人や保護者との懇談を実施し、個々への合理的配慮を明確にして取り組んでいく。
- (4) すべての学校園等において、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動の充実を図るとともに、関係機関と連携し、教育相談を重視した就・修学指導や進路指導の充実努める。特に就学指導については、市就学指導委員会の体制と合わせて各校園校内委員会での進め方を再構築し、より個に応じた指導の推進を図るようにする。また、就学指導は日々の取組を大事にし、年

間を通じて行うものとする。

- (5) 障害のある人及び特別支援教育についての正しい理解と認識を深めるため、計画的に指導を行う。
- (6) 小中一貫教育の全校実施を踏まえ、発達障害を含む障害のある幼児の保育所・幼稚園から小学校への、また、児童の小学校から中学校への円滑な接続を図るための組織的な取組を強化する。
- (7) 特別支援教育について、保護者や地域社会の理解と認識を深めるため啓発に努める。

2 危機管理の徹底

安心安全な学校・園等の生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。

- (1) 不慮の事故、地震・津波などの自然災害、火災、不審者侵入等に対して、組織的に対応できるよう全教職員に危機管理の徹底を図る。
- (2) いじめ問題、体罰やセクシャルハラスメント等に対しては、教職員の研修にとどまらず、万一事象が発生した場合には組織的、かつ迅速に対応できるよう報告・連絡・相談体制の確立を図る。
- (3) 「幼児児童生徒を凶悪な事件から守るための手引き」の活用を進め、自校の危機管理マニュアルが緊急時に機能するよう繰り返し見直し、実効性あるものに整備する。また、適切に組織的対応ができるよう訓練を伴った指導の徹底を図る。
- (4) 文書の紛失や個人情報の流出を防ぐために、文書管理規程に基づいた処理をするとともに、表簿等の取扱いや可搬記憶媒体の管理を徹底する。さらに、情報通信ネットワーク使用に伴う危険性の周知を図る。
- (5) 情報通信ネットワーク（SNS通信機能等を含む）を介した誹謗中傷やいじめを防止するために、家庭との連携を図り、正しい情報通信ネットワークの活用を図る指導を推進するとともに、事象の背景にあるいじめの根本的解決に努

める。

- (6) 地域社会やP T A・関係機関等との連携を図り、特に、通園・通学時の幼児児童生徒が交通事故に遭わぬよう安全指導・安全管理を徹底する。
- (7) 学校のW e bサイトによる情報発信は、知的所有権の保護や幼児児童生徒のプライバシーの保護に配慮して行う。
- (8) 学校における食材を扱う活動全般に対して、徹底した衛生管理により、食中毒の発生がないよう努める。安心安全な学校（園）生活を確保するため、危機管理体制を整備・充実し、教職員の危機意識を高め、安全管理の徹底を図る。

重点4 豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の推進

1 生徒指導

よりよい人格の形成を促すため、教育活動全体に生徒指導の3機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場）を生かすとともに、幼児児童生徒一人ひとりの生活実態の把握や内面理解に努め、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて保育所・幼稚園、小・中学校の連携を一層密にし、校内指導体制の確立と組織的・計画的な指導を推進する。

- (1) 幼児児童生徒相互及び教職員との心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 望ましい集団活動や多様な体験活動を通して、好ましい人間関係やコミュニケーション能力の育成を図り、豊かでたくましい心の育成と自己肯定感を育て、存在感・充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 学習におけるつまずきや遅れなどが問題行動の要因となり得ることを踏まえ、目的意識を持たせ、学習意欲を育てるとともに、基礎学力の定着を図る。
- (4) 不登校（傾向）やいじめ、その他反社会的な問題行動等について、個々の事象に対応できる教育相談機能の充実を図るとともに、効果的な対応を組織的・

継続的に行うことで、解決に向けた取組を進める。とりわけ、不登校やいじめについては、未然防止に重点を置くとともに、解決に向けた早期発見・早期対応に努め、校種間や関係機関と連携し、一人ひとりに応じた指導・支援を積極的に進める。

- (5) 情報通信ネットワークに関わる諸問題については、スピード化や広範囲化により集団による問題事象へ発展しているケースがあり、早期の適切な対応を図るとともに、関係機関や家庭との連携を強化し情報モラルの向上等についての指導を行う。
- (6) 学校・園等や社会のきまり・ルールやモラルを守ることなどの意義や重要性について、法やルールに関する教育に取り組むとともに、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた上で、教育活動全体を通して繰り返し指導を行い規範意識の醸成を図る。
- (7) 薬物乱用の未然防止や児童虐待の早期発見に努め、地域社会や関係機関との連携を一層密にし、啓発と必要な支援を継続して行う。
- (8) 中学校区において、保育所・幼稚園、小・中学校の相互連携を深め、幼児児童生徒の実態と指導の成果・課題を共有するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに積極的な生徒指導を進める。
- (9) 家庭・地域社会と連携し、学校外の諸活動への参加を促すとともに、幼児児童生徒を取り巻く環境の浄化や健全な文化の育成に努める。

2 道徳教育

生命を大切にすする心や他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、教育活動全体を通して道徳性の育成を図る。

特に、道徳の時間においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を図るとともに、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の育成に努める。

学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道徳」として実施されることを踏ま

え、「考える道德、議論する道德」を目指す。

- (1) 学校の特色を活かした全体計画、学級・学年指導計画、道德の時間の年間指導計画や、展開の大要などについての改善・充実を図る。
- (2) 校長の方針を明確にし、「道德教育推進教師」を中心として校内の道德教育の推進の充実を図る。理論研修、授業研究、日々の授業実践など、校内全教員の参加による研究、指導体制を整備する。
- (3) 「私たちの道德」のより積極的な活用をはじめ、「京の子ども 明日へのとびら」などの多様な資料の活用や開発、指導効果を高める発問や展開の工夫などにより、児童生徒の心の成長を促していく。児童生徒が相互に思いを交流し、心のあり方について考えを深められる魅力ある道德の時間をつくりだす。
- (4) 道德の時間の評価について、指導方法とともに研究を重ねる。
- (5) 授業公開や「学校だより」等による発信、道德の授業における外部人材の効果的な活用などを積極的に推進する中で、家庭、地域社会との連携を深める。

重点5 生涯にわたる豊かな学びの支援

1 人権教育

あらゆる教育活動の中に人権教育の視点を適切に位置付け、幼児児童生徒の実態を的確に把握して学力の充実・向上を図り、進路の保障に努めるなど、一人ひとりを大切にされた教育の推進を図る。また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め合い、基本的人権を尊重する態度や実践力を養う。

- (1) 「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させ、日常的に点検をしながら実践に努める。
- (2) 進路希望の実現を目指すため、一人ひとりの課題とその背景の分析に基づき、

個々の課題に応じたきめ細かな指導を行うことで、学力の充実・向上を図る。

- (3) 人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権学習を推進する。その際、校内研究会や隣接学年等で授業を見合うなどを通して、人権学習の授業力の向上を図る。
- (4) 教職員自身が人権教育について計画的・体系的に研修を進めることにより、人権認識の深化と指導力の向上を図り、人権尊重を基本に据えた教育活動を推進する。特に職場人権研修主任を中心に研修を進め、教職員の人権認識の深化と指導力の向上を図る。
- (5) 様々な人権問題の解決に向けて学校間、校種間及び関係機関との連携を大切にし、さらには地域社会との信頼関係の中で、よりよい解決につながるよう教育実践を進める。
- (6) いじめ行為は相手の心を傷つけるだけでなく、人権を著しく侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であることを認識させ、解決に向けて行動できる幼児児童生徒の育成に努める。
- (7) インターネット上の人権侵害など、新たな人権課題に対して的確に対応する。特にSNSやインターネットを使った人権侵害についてすべての学校で指導を行う。

2 芸術文化活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承・発展及び新しい芸術文化の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

- (1) 芸術文化活動を教育全体に関連付けて適切に行い、児童生徒の個性を生かした主体的・創造的な活動への支援を通して表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 和楽器や日本のうたを取り扱うなど我が国の伝統や文化を学ぶ機会を充実させるとともに、諸外国の文化や伝統を尊重する態度も育成する。また、地域の

伝統文化等に携わっている人や関係団体との連携を図った体験的な学習も進める。

- (3) 芸術文化活動の活性化を図るため、教育活動の成果を発表する適切な場などを設定し、学校間・校種間並びに地域社会との交流・連携を積極的に推進する。
- (4) 学校支援ボランティア、外部人材等を積極的に活用し、教育の一層の充実を図る。

重点6 歴史文化を活用し、郷土への愛着と誇りをはぐくむ教育の推進

1 丹後学

各学校で地域探究学習として、総合的な学習の時間を中心に実践が積み重ねられてきたその実践の手法と成果を基盤としながら、小中一貫教育の内容として「丹後学」を実施する。特に、体系的・系統的なねらいと実践内容を整理したモデルカリキュラムを参考にして、京丹後市についての理解、愛着と誇りを高めるとともに将来の自己の生き方・あり方の探求を進めようとする「丹後学」の充実を図る。

- (1) 各中学校区で、小中一貫教育推進基本計画で示した各指導区分の学習テーマとねらいを踏まえ、地域の特色を生かした系統的な「総合的な学習の時間を活用した丹後学」について、モデルカリキュラムを参考に各学年約 20 時間分の実践を進める。特に、中学校区内の内容等系統を重視して進める。また、総合的な学習の時間全体のカリキュラムについても中学校区で交流しながら進める。
- (2) 各中学校区で、教科・領域の学習内容を「既存の学習を活用した丹後学」として位置付け、各教科・領域の目標のもと、丹後学のねらいも加えた指導を充実させる。
- (3) 学習にあたっては、地域の人々との協働による指導を重視し、京丹後市の「人」「環境」「文化」から学ぶための準備を大切にする。

重点7 たくましく健やかな体をはぐくむ教育の推進

1 体育・スポーツ活動

体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、生涯を通じて親しむ態度を育成する。

- (1) 特色ある学校体育・スポーツ活動を推進する。
- (2) 新体力テストを活用して、児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、小中学校において一貫した体育指導と体力向上の取組の充実を図る。
- (3) 競技スポーツの充実と振興のため、体育的行事・体育クラブ・運動部活動の充実と各種大会への積極的な参加を図る。体育・スポーツ活動を通して健全な心身の発達を促し、体力・運動能力及び競技力の向上を図るとともに、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育成する。

2 健康安全教育

幼児児童生徒が健康かつ安全で活力ある生活を営むために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や自他の危機予測ができるなど、危機対応能力の育成を図る。

そのため、学校においては、健康安全教育の指導計画を整備充実する。

また、安全教育については家庭や地域社会、関係諸機関と連携し、非常災害時には校種間連携などの対応策も視野に入れ、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

- (1) 健康の保持増進に係る取組を推進し、保健教育と保健管理を進める。
- (2) 安全な生活を営むための正しい判断力と行動力が養われるよう、身の回りの安全、交通安全、自然災害、事件・事故等に関する防災についての安全管理と安全教育を進める。とりわけ交通安全に関わっては、交通安全教室等の取組を一層充実させるとともに、保幼・小・中、PTA、安全ボランティア、警察等の関係機関との連携を深め、交通規則を遵守し、自らの命を守ろうとする態度

を育成する。

- (3) 児童生徒が望ましい食生活を身に付けられるよう学校における食育の推進・充実を図る。そのためには、食に関する全体計画・年間指導計画に基づき、教科横断的な指導を行う。また、学校給食に地場産物や郷土食等を積極的に取り入れ、地域の食文化や郷土に関心を寄せる心をはぐくむなど、学校給食を生きた教材として積極的に活用する。
- (4) 教職員の共通理解のもとに家庭と連携し、幼児児童生徒の心身の健康の基礎につながる基本的な生活習慣の確立を図る。
- (5) 喫煙・薬物乱用などの防止、各種感染症や生活習慣病の予防など健康に関する課題に適切に対応できるようにする。また、エイズに関する指導を含む性に関する教育を生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、発達段階に応じて系統的・総合的に推進する。

なお、これらのことは家庭・地域社会と連携して取り組んでいく。

教職員の資質能力の向上

1 教職員の使命と責任

教職員は教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、心身の健康管理と不断の研鑽に努め、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努めなければならない。

そのために、管理職は豊かな識見と的確な判断のもとに、教職員の健康状況に留意し、増進に努め、学校経営を評価し、改善に努めるとともに、主任などを指導し、教職員の資質能力の向上と人材育成に全力を注ぎ、教育活動を活性化させることにより、市民の信託に応える。

- (1) 人間の成長や発達についての深い理解と幼児児童生徒に対する教育的愛情と

熱意を持った指導に努める。

- (2) 広く社会とかかわり、地域の状況を的確に把握することに努め、地域や保護者との信頼関係を確立するとともに、自己の人間性を一層磨くよう努める。
- (3) 豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努めるとともに、自校の教育目標達成に努める。

2 教職員研修

教職員は不断の研鑽によって教育者としての専門性や資質・能力を高めるとともに、意欲的・計画的な研修に努める。

職務の遂行に当たっては、社会の変化・地域の実態を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるように努めなければならない。

- (1) 学校教育目標の具現化や、日常の教育課題の解決を図る研修を深め、その成果を生かし、教育活動を充実・向上させるよう努める。
- (2) 校長は、年間研修計画のもとに組織的研修、教職員個々の特性や課題・職務に応じた研修の充実を図るとともに、教育研究の推進と教職員の指導力の向上に努める。
- (3) 教職員は、常に実践上の課題意識をもった意欲的な自己研修を基盤として、京都府総合教育センターや本市などが行う各種の公的研修に積極的に参加し、その成果を校内研修や教育実践に生かすなど、指導力の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚を持ち、力量の向上に努める。
- (4) 学校教育改革など京丹後市の教育課題に対する理解を一層深めるとともに、中学校区を単位として、保育所・幼稚園、小中学校が協同し、就学前から中学校卒業までの系統的で一貫した教育を目指した教職員の交流や合同研修、幼児児童生徒の交流等を積極的に進める。
- (5) 保育所と幼稚園は、就学前教育の課題と実践を共有し、相互理解と連携を深めながら、保育士・教職員の交流、合同の研修等を積極的に進める。

社会教育指導の重点

は じ め に

京丹後市の社会教育は、すべての市民があらゆる機会や場所を利用して、自らの実生活に即する文化的教養を高めることのできる環境を整備するとともに、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、郷土に誇りをもち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めることを目的とする。

今日、市民の生活は、科学技術の進歩をはじめとする急速な社会の変化に伴い、複雑化・多様化が進み、常に変化する社会に適応していく能力が求められている。さらに、地域社会の変化に対応し、市民生活の基盤となる地域を活性化することは、緊急かつ重要な課題となっている。

このような中で、市民が学習意欲を持ち、生涯にわたる学習活動を通して、豊かな知識と社会の変化に対応できる能力を身につけるとともに、地域における相互学習や組織的な地域活動を通して、思いやりのある人間関係の形成と地域を支える意欲と行動力を養うことが必要である。そのため、学習環境を整備するとともに、学習機会や情報提供機能を充実し、市民の主体的な活動を支援していくことが社会教育の果たすべき重要な役割である。

このため、本市の社会教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進するために次の項目を設定し、本年度における推進の重点とする。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習推進体制の整備

市民が創造性あふれる豊かな生活を送るために、あらゆる機会や場所で自らの生活に即した課題について学ぶことができる学習環境の整備、充実に努める。

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、学校教育及び行政機関、各種団体と連携した推進体制を整備する。
- (2) 市民の学習ニーズの把握に努め、実態に即した学習機会の提供を進める。
- (3) 効果的な学習プログラムの開発とネットワーク化を図り、学習情報の提供と学習基盤の整備を進める。
- (4) 自主的なサークル活動の育成及び身近な指導者の確保を図るとともに、自発的な学習ボランティアの確保に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、さまざまな現代的課題に関する学習機会の提供に努める。

- (1) 国際交流が進む今日、我が国の伝統文化を尊重しながらも、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動を推進する。
- (2) 本市の美しい自然を守り育てる環境づくりに向け、市民の自主的な環境保全活動を支援するとともに、地域の自然資源等を活用した学習及び体験活動を推進する。
- (3) 高度情報化が進展し、情報の果たす役割や影響が増大する中、市民の多様な情報に対する活用能力の向上と情報モラルの確立をめざした学習活動を推進する。
- (4) 男女平等の理念を踏まえ、男女共同参画による地域づくりをめざして、地域の

女性組織の育成を図るとともに、女性の自立と社会参加を促すための身近な場での学習及び交流活動を推進する。

(5) 高齢化社会の現実を踏まえ、高齢者の学習活動を通じた交流の機会を提供することによって高齢者の生きがいを高めるとともに、その知識や経験を生かした地域活動を推進する。

(6) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、充実した生活を営める共生社会の実現をめざすための学習と交流機会の提供に努める。

3 地域を創る公民館活動の推進

公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点であるため、市民の身近な学習の場及び地域活動の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう積極的に支援する。

(1) 中央公民館の機能を整備するとともに、地域公民館との連携体制を構築し、お互いの役割を明確にしつつ、生活基盤を支える地域の活性化をめざした活動を推進する。

(2) 市民の身近な地域課題や生活課題に即した学習機会の提供に努める。

(3) 市民の自治意識や地域の連帯感を高めるため、市民すべてが気軽に参加し交流できる自治公民館活動の促進を支援する。

(4) 公民館の役職員の研修と交流を進め、指導者の育成と資質の向上を図る。

(5) 地域の各種団体及びサークルの育成及び連携を図り、市民の自主的かつ継続的な学習活動を支援する。

4 生涯学習を進める図書館活動の推進

図書館は、学習情報の提供と自発的な学習の場であるため、市民の図書館利用を促進するとともに、ニーズにあった幅広い情報の提供を進めるとともに、機能の充実を図る。

(1) 図書館の利用を促進するため、資料の充実とサービスの向上に努める。

- (2) 新たな京丹後市子どもの読書活動推進計画に基づき、学校等と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。
- (3) ボランティアの育成と活用を図るとともに、読書活動の普及・啓発に努める。
- (4) 市民の幅広いニーズに対応するため、広域的な情報の収集と提供を進める。
- (5) 本館と分室のネットワーク化を推進し、市民が利用しやすい運営に努める。

5 社会教育施設及び設備の充実

公民館や図書館をはじめとする社会教育施設について、市民のニーズにあった設備・機能の充実に努めるとともに、各施設の特性を生かした有効な活用と利用の促進を図る。

- (1) 公民館の学習機能を高めるため、施設及び設備の整備・充実に努める。
- (2) 図書館施設の利便性を高めるとともに、情報を効果的に提供できるよう施設及び設備の充実に努める。
- (3) その他社会教育施設の整備及び機能の充実と利用の促進を図る。
- (4) 市民の主体的な活動を支援するため、各社会教育施設の機能を生かした体系的、継続的事業を実施する。

人権教育の推進

1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実

人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進する。

- (1) 人権問題の解決に向けた学習活動を活性化するため、学校教育及び関係機関・団体と連携し、職員及び指導者の資質向上を図るための研修機会の

充実に努める。

(2) 関係部局と連携し、啓発活動を推進する組織の育成・充実に努める。

2 人権に関する学習機会の充実

人権が尊重される社会の実現に向けて、社会教育が果たすべき役割を認識し、人権に関する多様な学習機会の提供に努める。

(1) さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実に努める。

(2) 学校、家庭、地域や団体など、身近な場での学習機会の拡充に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 子どもの成長を支える家庭教育の振興

次代を担う子どもが「生きる力」を身に付け、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭教育の果たす役割の重要性を再確認し、子どもの発達段階に即した効果的な学習機会の提供に努めることによって、家庭の教育力を高め、家庭教育の総合的な振興を図る。

(1) 子育ての不安や悩みに対応するため、関係機関との調整を図り、効果的な情報の提供や身近な場での学習と交流及び相談活動を推進する。

(2) 親と子の共同活動を促進し、親子のふれあいを大切にした活動を進める。

(3) 家庭・地域社会・学校の連携を強化し、系統的な学習機会の拡充と子どもを守り育てる地域活動を促進する。

(4) 子どもの成長を支える関係団体を積極的に支援し、組織の育成を図る。

2 青少年の育成と地域活動の推進

学校教育との連携を強化するとともに、社会の構成員としての自覚を育てるため、青少年の社会参加を促し、地域における活動を推進する。

- (1) 地域を拠点とした集団活動や社会参加活動及び学習・文化・スポーツ活動など、身近な場での活動と交流の機会を拡充する。
- (2) 青少年の体験活動を通して、地域への関心を高めるとともに、集団活動を通して協調性と行動力を育てる。
- (3) 青少年の健全育成と安心・安全な地域づくりのため、家庭・地域社会・学校及び関係団体や行政機関が組織的に連携し、課題を共有することによって、効果的な地域活動を推進する。

3 地域の教育力を高める成人教育の充実

市民生活の向上と地域活動への積極的な参画を促進するため、市民の生活課題、地域課題に即した学習活動を推進する。

- (1) 市民の自発的な学習活動を促進するため、市民の学習ニーズを把握するとともに、継続的かつ系統的な学習の場を提供する。
- (2) 市民生活の向上を図るため、各種講演会や学級・講座など、幅広い学習機会の提供に努める。
- (3) 地域づくりを基盤とした学習活動を進めることによって、地域における市民の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成を図る。
- (4) 地域の優れた人材の発掘をすすめるとともに、市民の学習の成果を学校等における教育活動へ活用する機会を提供する。

文化・芸術の振興

1 地域文化活動の促進

市民が生きがいのある生活を送ることができるよう地域の生活文化を育て、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する。

- (1) 市民の継続的な文化活動を促進するため、文化団体等の活動を支援するとともに指導者の養成を図る。
- (2) 地域の特色を生かした文化事業及び市民の自発的かつ組織的な文化活動を育成する。

2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供

市民の豊かな心を育むため、優れた文化芸術に親しむ機会を充実するとともに伝統文化活動の推進を図る。

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、優れた文化芸術や伝統文化に親しむ機会の拡充を図る。
- (2) 文化芸術に関するさまざまな情報の収集と提供に努める。

文化財の保護と活用

郷土の歴史・文化財を後世に伝えるため、歴史や文化財を学習する機会を充実させ、文化財の保全や史跡整備を図り、資料館施設の整備充実により郷土への愛着と誇りを育む。

- (1) 文化財保護法の理念に基づき、郷土の文化財の保護と活用を図る。
- (2) 地域の文化財保全のため、市民啓発と土地等の開発調整に取り組む。
- (3) 市民団体等の文化財の保護活動を支援する。

- (4) 学校教育と連携し、丹後学など児童生徒用の資料作成など歴史文化の学習を支援し、児童生徒の郷土愛を育む。
- (5) 史跡整備検討委員会の答申を基に、網野銚子山古墳等の史跡整備を推進する。
- (6) 多くの市民が、本市の歴史文化を学ぶことで、郷土に誇りと愛着心を高め、さらにその知識や体験をまちづくりや地域活性化に生かすことのできる文化財講座や文化財博士の育成事業等の学習機会を充実し人材活用を図る。
- (7) 資料館等の文化財関連施設の機能を活かした学習及び体験活動を推進する。資料館施設の整備充実を図る。併せて丹後東海地方の文化方言等調査事業をすすめ、他地域との交流を調査する。
- (8) 郷土意識と市の一体感を高める市史編さん事業を推進してきた。当事業の調査成果を普及啓発し地域づくりに活かす。
- (9) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに登録されたことを契機に、琴引浜の鳴き砂をはじめとする美しい地質遺産を教育に活かし普及啓発する。
- (10) 京丹後市デジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、京丹後市の文化財を普及啓発する。

生涯スポーツの推進

1 スポーツ推進体制の整備

京丹後市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツ文化の都 京丹後市」の創造に向けて、目標の達成に効果的な事業を展開できる体制を整備する。

- (1) スポーツを通じた本市の活性化を図るために、関係部局との連携を強化し、計画の進捗状況と事業の実効性を共有できる組織体制を整備する。
- (2) 市民アンケートを実施し、本計画の進捗状況と市民のニーズを把握することによって、効果的なスポーツ活動を推進する。

2 地域スポーツ活動の推進

京丹後市スポーツ推進計画に基づき、市民が生涯を通して健康で生き生きとした生活を送るため、気軽にスポーツ及び健康づくり活動に親しめる機会の拡充に努める。

- (1) 市民が、年齢に応じて健康・体力づくりを主体的に進めるため、それぞれのニーズに即したスポーツ・レクリエーション活動の推進に努める。
- (2) 地域の特性を生かしたスポーツ教室、大会等を実施し、スポーツを通じた地域間交流を推進する。
- (3) 市民のスポーツに対する関心を高めるため、「する」スポーツはもとより、「みる」・「ささえる」スポーツの推進に努める。

3 スポーツ競技力の向上

- (1) 青少年スポーツ団体を支援することによって、青少年の体力向上と健全育成及び地域指導者の資質の向上を図る。
- (2) 関係機関・団体と連携して地域でのスポーツ及び健康づくり活動を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・充実を図る。
- (3) 競技団体を支援し、競技力の向上と競技人口の拡大及び優れた指導者の養成に努める。

4 社会体育施設の整備・充実

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。

- (1) 市民に効果的なスポーツ環境を提供するため、社会体育施設の設備及び機能の維持・改善に努める。
- (2) 社会体育施設の利用実態を把握するとともに、利用の促進を図る。

社会教育指導体制の充実

社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、社会教育指導者の資質の向上を図る。

- (1) 社会教育関係委員の活動を活性化し、社会教育の計画的かつ系統的な推進を図る。
- (2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修及び交流機会の拡充に努める。